

協議第3号

飛騨4町村合併協議会委員等の報酬  
及び費用弁償に関する規程について

平成14年11月8日提出

飛騨4町村合併協議会

会長 松井靖典

## 飛騨4町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、飛騨4町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第19条第2項の規定に基づき、飛騨4町村合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、合併関係町村その他の地方公共団体の長、その他常勤職員については、これを支給しない。

### (報酬の支給方法)

第3条 協議会委員等に対する報酬の支給方法は、古川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年古川町条例第5号）の例による。

### (費用弁償)

第4条 協議会委員等が、公務のため旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。

2 前項に定めるもののほか、協議会委員等に支給する旅費については、古川町職員等の旅費に関する条例（昭和38年古川町条例第6号）の規定を準用する。

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成14年11月8日から施行する。

### 別表（第2条及び第4条関係）

区 分	報 酬	費 用 弁 償
協議会委員等	日額6,000円 ただし勤務時間が 4時間未満の場合 は、日額の2分の 1に相当する額と する。	古川町職員等の旅費に関する条例（昭和38年条例第6号）町長等に支給する旅費の例による。